

## 豊中市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定により低入札価格調査を適用する競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、総価により競争入札を行う予定価格100,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の案件とする。ただし、総合評価一般競争入札による案件は除く。

(低入札価格調査委員会)

第3条 低入札価格調査制度を適用して実施する競争入札において、相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査審議するため、豊中市低入札価格調査委員会(以下、「調査委員会」という。)を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は副市長(総務部担当)、副委員長は総務部長、委員は調査対象となった案件の発注部長並びに発注課長及び契約検査課長をもって充てる。
- 4 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急やむを得ない事情により会議を開くことができないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 7 調査委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 9 調査委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(予定価格)

第4条 予定価格は、事後公表とする。

(低入札価格調査基準価格)

第5条 低入札価格調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)は、低入札価格調査を実施するかどうかを判断する価格をいう。

- 2 調査基準価格を下回る入札をした者(次条の規定により失格となる者を除く)の内、最低の価格をもって入札した者(以下「低入札価格入札者」という。)に対して低入札価格調査を実施する。
- 3 調査基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となった直接工事費額、共通仮設費額、現場管理費額及び一般管理費等額(消費税及び地方消費税除く。)に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、千円未満を切り捨てた額とする。

(1) 直接工事費額 97%

- (2) 共通仮設費額 90%
  - (3) 現場管理費額 90%
  - (4) 一般管理費等額 68%
- 4 前項により算出した額が、予定価格（消費税及び地方消費税除く。）の92%を超える場合または75%に満たない場合は、それぞれ予定価格（消費税及び地方消費税除く。）の92%または75%の額の千円未満を切り捨てた額とする。
- 5 対象工事の性質上、前2項により難しい場合は、入札ごとに予定価格（消費税及び地方消費税除く。）の75%から92%の範囲内で市長が定める。
- 6 算出された調査基準価格は、事後公表とする。

（失格基準価格）

- 第6条 失格基準価格は、契約の内容に適合した工事が履行できないとみなす価格をいう。
- 2 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の内、入札時に提出された工事内訳書の直接工事費額、共通仮設費額、現場管理費額又は一般管理費等額のいずれかが次項各号に掲げる失格基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施することなく失格とする。
- 3 失格基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（消費税及び地方消費税除く。）に次の各号の率を乗じた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。
- (1) 直接工事費額 92%
  - (2) 共通仮設費額 85%
  - (3) 現場管理費額 85%
  - (4) 一般管理費等額 63%
- 4 算出された失格基準価格は、事後公表とする。

（入札参加者への周知）

- 第7条 対象案件に係る競争入札を行おうとする場合は、次にあげる事項を入札参加者へ周知するものとする。
- (1) 低入札価格調査の対象案件であること。
  - (2) 低入札価格入札者は、低入札価格調査に必要な書類を提出し、事情聴取等の低入札価格調査に応じなければならないこと。
  - (3) 低入札価格入札者は、低入札価格調査の結果により落札候補者とならない場合があること。
  - (4) 失格基準価格があり、入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費額、共通仮設費額、現場管理費額又は一般管理費等額のいずれかが失格基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査を実施せず失格となること。

（落札候補者決定の保留）

- 第8条 競争入札の結果、第6条の規定により失格となる者を除き最も低い価格で入札した者が低入札価格入札者であった場合は、落札候補者決定を保留し、低入札価格調査を実施するものとする。

（低入札価格調査の実施）

- 第9条 低入札価格入札者の入札価格が、契約の内容に適合した工事が履行なされないおそれがある

ると認められるか否かについて、次の各号に定める低入札価格調査に必要な書類（以下「調査資料」という。）に基づき、積算根拠等の確認を行う。低入札価格入札者は、市長が調査資料の提出を求める旨の連絡をした日の翌々日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）の17時までに当該調査資料を提出し、その後の事情聴取等の低入札価格調査に応じなければならない。

- (1) 入札価格説明書（様式1-1、様式1-2）
- (2) 入札価格詳細内訳書（様式2）
- (3) 手持工事状況一覧表（様式3）
- (4) 使用予定機械一覧表（様式4）
- (5) 使用予定資材一覧表（様式5）
- (6) 労務者配置予定表（様式6）
- (7) 予定施工体制調書（様式7）

2 前項の調査は、契約検査課長及び契約担当者、発注課長及び発注課設計担当者（以下、「調査実施者」という。）が行うものとし、原則として調査資料の提出があった日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）に調査を完了するものとする。ただし、調査内容等によってこれにより難しい場合は、調査の期間を延長できるものとする。

（低入札価格調査時における措置）

第10条 前条による低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、低入札価格入札者を直ちに失格とする。

- (1) 調査資料を提出期限内に提出しない場合
- (2) 調査資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (3) 事情聴取等の調査に協力しない場合
- (4) 調査実施者の指示に従わない場合
- (5) 調査を辞退した場合
- (6) 調査資料に虚偽記載が判明した場合

（契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合）

第11条 調査実施者は、第9条の規定による調査の結果、低入札価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、その旨を総務部長に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合は、総務部長は、直ちに低入札価格入札者を落札候補者と認め、落札候補者の決定を当該低入札価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札候補者の決定があった旨を通知するものとする。

（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合）

第12条 調査実施者は、第9条の規定による調査の結果、低入札価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その旨を総務部長に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合は、総務部長は、直ちに当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、調査委員会に意見を求めるものとする。

- 3 前項の調査委員会の意見が契約担当者等の意見と同一であった場合は、当該低入札価格入札者を落札候補者とせず、次順位者を低入札価格入札者とみなして、低入札価格調査を実施する。この場合において、落札候補者とならなかった者に落札候補者とならなかった理由を通知するものとする。
- 4 第2項の調査委員会の意見が契約担当者等の意見と異なるときは、調査実施者により再調査をするものとする。
- 5 前項による再調査の結果、低入札価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、その旨調査委員会に報告するとともに、総務部長は当該低入札価格入札者を落札候補者と認め、落札候補者の決定を当該低入札価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札候補者の決定があった旨を通知するものとする。
- 6 第4項による再調査の結果、低入札価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その旨調査委員会に報告するとともに、総務部長は当該低入札価格入札者を落札候補者とせず、次順位者を低入札価格入札者とみなして、低入札価格調査を実施する。この場合において、落札候補者とならなかった者に落札候補者とならなかった理由を通知するものとする。
- 7 第3項及び前項の規定に関わらず、次順位者の入札価格が調査基準価格を上回っている場合は、当該者を落札候補者とする。
- 8 総務部長は、前項の規定に基づき次順位者を落札候補者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札候補者とした旨を、他の入札者に落札候補者の決定があった旨を通知するものとする。

(同一最低価格の入札者が2者以上の場合の措置)

第13条 入札の結果、低入札価格入札者となる者が2者以上である場合、電子入札システムのくじ機能によりくじを実施し、低入札価格調査の対象となる1者を決定する。

(低入札価格調査の実施概要の公表)

第14条 第9条による低入札価格調査を実施したときは、調査終了後速やかに低入札価格調査の実施概要を公表する。

(誓約書の提出)

第15条 低入札価格入札者を落札候補者とする場合は、当該低入札価格入札者から契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書を提出させるものとする。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)9月27日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から実施する。